

令和5年度大阪府発明実施功労者・発明功績者、新技術開発功労者 および技術改善功労者の表彰候補者募集について

大阪府下における科学技術の進歩、発明考案及びその実施化、新技術・新製品の研究開発並びに生産技術の創意工夫に対する意欲の増進を図ることを目的として、毎年大阪府では知事表彰を行っております。

今年も下記の要領により、大阪発明協会では候補者を募集いたしておりますので、貴社・貴法人で該当される方を表彰候補者としてご推薦くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 表彰候補者

表彰の行われる日において、府下の企業の経営者又は府下の工場（事業場を含む）に勤務する者であつて、技術開発関係表彰一覧表の対象者、選考基準に該当する者。

但し、既に当該表彰を受けた者を除く。

2. 提出書類

- 1) 推薦書1部、調書（指定様式）3部（A4サイズ）
- 2) 特許公報（実用新案公報）の写し3部（発明実施功労者・発明功績者のみ）
- 3) 新実用新案法（平成5年改正法）による実用新案（平成6年1月以降の出願）の場合、特許庁発行の技術評価書3部（発明実施功労者・発明功績者のみ）
- 4) 共同発明者等がいる場合は、表彰候補者の受賞に係る同意書（発明実施功労者・発明功績者のみ）
- 5) その他参考資料（A4サイズ）

なお、下記の書類も1部提出してください。

- ・道路交通法違反等による罰金刑の有無調書（指定様式）
- ・企業表彰に係る申出書（指定様式）・表彰候補者が企業経営者のみ

3. 推薦方法

会社の代表者（府下に本社がない場合は、事業所の長でも差し支えない。）は、表彰候補者があつたと認めた場合は、上記提出書類を作成し、大阪発明協会へ提出して下さい。

4. 提出先

一般社団法人大阪発明協会 担当：上野

〒530-0043 大阪市北区天満2-7-22 TEL (06)4792-7621 members@jiiiosaka.or.jp

なお、各調書の様式及び詳細は当協会にございますので、ご希望の方はお申し出下さい。

また、ご提出いただきました関係書類に、大阪発明協会より推薦書を添えて大阪府知事へ推薦いたします。

5. 締切

令和4年12月16日（金）

6. 表彰日

令和5年4月20日（木） 予定

大阪府発明実施功労者・ 発明功績者等表彰実施要領集

大阪府技術開発関係表彰一覧表

		大阪府発明実施功労者	大阪府発明功績者	大阪府新技術開発功労者	大阪府技術改善功労者
対象者		特許又は実用新案として登録された特に高度な発明考案を企業化することによって国産技術の確立に寄与した者	特許又は実用新案として登録された優秀な発明考案を行い、その実績が顕著な者	多年に亘り新技術・新製品の研究開発に努め、中小企業等の技術水準の向上に寄与したことにより府内の経済発展に功績のあった者	府内の事業所において優秀な考案工夫を行い、生産性の向上又は生産技術の高度化に顕著な功績のあった者
選考基準	年齢	不問		表彰日現在満50歳以上	不問
	勤続年数等	不問		下欄の所属企業等において、10年以上主に新技術・新製品の研究開発、普及業務に従事していること	現在の事業所に5年以上勤務していること等
	所属企業等の規模	不問		府内の中小企業又は中堅企業に所属していること又は中小企業及び中堅企業を主たる構成員とする府内の団体に所属していること	不問
	役職等	府内企業の経営者又は府内の工場（事業所を含む）に勤務する者		不問 注）企業経営者を含む	経営者、事務職並びに従業員300人以上の企業の管理職及び研究職を除く、生産活動に従事している者 注）小規模企業〔20人以下〕の経営者で生産に従事している者は含む
	開発技術等に係る特許・実用新案等	特許又は実用新案として登録済であること		不問	/
	被推薦者数	1企業につき1名	1企業（1案件）につき1名	1企業等につき5名まで	1事業所につき3名まで

大阪府発明実施功労者・ 発明功績者表彰実施要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、大阪府表彰規則（昭和43年大阪府規則第12号）に基づき、発明考案及び実施化に対する意欲を増進するため、優秀な発明考案を実施化し、国産技術の確立に功績のあった者並びに優秀な発明考案を行い、科学技術の進歩発展、国民生活の向上に功績のあった者の表彰の実施について必要な事項を定めるものとする。

(選考基準)

第2条 表彰候補者の選考基準は次のとおりとする。（ただし、すでに発明実施功労者・発明功績者として知事表彰を受けた者は除く。）

(1) 表彰の行われる日において、府内企業の経営者又は府内の工場（事業所を含む。以下同じ。）に勤務する者で、次の各号のいずれかに該当する者

ア 発明実施功労者にあつては、特許又は実用新案として登録された特に高度な発明考案を企業化することによって国産技術の確立に寄与した者

イ 発明功績者にあつては、特許又は実用新案として登録された優秀な発明考案を行い、その実績が顕著な者

(2) 前項各号いずれの場合も、現在出願中の発明考案は対象としない。

(表彰の時期)

第3条 表彰は、知事が必要と認めたときに行う。

(表彰の方法)

第4条 表彰は、表彰状を授与して行う。この場合において、特に必要があるときは副賞を添えることがある。

(表彰の推薦手続)

第5条 市町村長及び団体の代表者は、第2条の規定に該当すると認められる者がいるときは、次の書類を添えて知事あてに推薦するものとする。

(1) 大阪府発明実施功労者・発明功績者推薦書（様式第1号）

(2) 発明実施功労者・発明功績者調書（様式第2号）

(3) 特許公報（実用新案公報）写

(4) その他参考となるべきもの

2 前項の推薦書等は、商工労働部中小企業支援室ものづくり支援課長あて提出するものとする。

(表彰状の様式)

第6条 表彰状の様式は、次のとおりとする。

(1) 第2条第1項第1号アに該当する者は、様式第3号によるものとする。

(2) 第2条第1項第1号イに該当する者は、様式第4号によるものとする。

附 則

この要領は、昭和56年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、昭和60年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成6年6月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成9年7月8日から実施する。

附 則

この要領は、平成12年4月13日から実施する。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成20年10月17日から実施する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、令和元年8月23日から実施する。

附 則

この要領は、令和元年9月2日から実施する。

附 則

この要領は、令和3年9月15日から実施する。

様式第1号

発明実施功労者
大阪府 推薦書
発明功績者

(年号) 年 月 日

大阪府知事 様

住 所
推薦者 名 称
代表者名

下記の者を表彰されるよう、関係書類を添えて、推薦します。

記

順位	(ふりがな) 候補者氏名	所属企業名

(発明実施功労者、発明功績者についてそれぞれ作成して下さい。)

様式第2号

発明実施功労者・発明功績者調書

1 イ 発明実施功労者 ロ 発明功績者 について（どちらかに○を）

ふりがな			明		
氏名			大		
	生年月日		昭	年	月
	年齢		平	日	満
本籍					
現住所					
現在の職名					
最終学歴	(学校科名)		年 月 日卒業		
主な職歴	年月	内 容	賞罰等	年月	受賞名称
人格 信用状況等					

2 所属企業の概要

(学校、試験場、研究所等に勤務する者又は個人の場合記入の必要なし)

会社名		資本金		万円	従業員数		人
所在地					電話		
主な生産品目等							
本件に関する連絡担当者	氏名		所属		電話		

注) 資本金及び従業員は会社全体として記入して下さい。

3 発明考案の名称と登録番号並びにその技術内容

- (1) 発明考案の名称、登録番号
- (2) 技術内容（従来のもものと比較説明）

4 発明考案の実施化における功績（発明実施功労者のみ記入）

- (1) 実施化における問題点
- (2) 問題点克服の功績内容

5 発明考案の実施状況等

- (1) 実施開始年月日
- (2) 生産数量及び金額（当初からの会計年度毎に記入）
- (3) 過去において受けた補助金
- (4) 科学技術の進歩、産業の発展、文化の向上、その他国民の福祉の増進に及ぼした影響

発明実施功労者
上記のとおり 調書を提出します。
発 明 功 績 者

(年号) 年 月 日

所 在 地

会社名（名称）

代 表 者 名

< 調書作成の注意 >

- 1 用紙は所定様式（A4判）により作成し、明瞭に記入の上、提出して下さい。（枚数に制限はありません。）
- 2 氏名、本籍は、戸籍に記載されている字画通りに楷書で正確に記入して下さい。また、本籍は変更されていないか確認して下さい。
例： 「渡[・]辺」「渡[・]邊」「浜[・]田」「濱[・]田」等
- 3 現住所は略さず、棟・室号まである場合は棟・室号まで記入して下さい。
例： 大阪市〇〇区〇〇町〇〇番〇〇号××荘△△号
- 4 人格、信用状況は、現場における勤務状態、素行について記入して下さい。
- 5 発明考案の名称と登録番号並びにその技術内容
 - (1) 多数あるときは、功績顕著なものから順に記入して下さい。
 - (2) 発明実施功労者である場合は、発明考案者の氏名を併記して下さい。
 - (3) 技術内容は、従来のもものと比較して、説明して下さい。
 - (4) 特許公報、実用新案登録の公報を添付して下さい。
- 6 発明考案の実施化における功績
 - (1) 発明実施功労者の方だけ記入して下さい。
 - (2) 実施化において、障害となった問題点を具体的に記入して下さい。
 - (3) その問題点をどのようにして克服したか説明して下さい。
- 7 発明考案の実施状況等
 - (1) 発明考案を実施、生産を開始した年月を記入して下さい。
 - (2) 実施当初から会計年度毎の生産数量、及び金額を記載して下さい。
 - (3) 発明考案に関して、国等から補助金を受けた場合は、その名称、年度及び補助金の額を記入して下さい。

表 彰 状

様

あなたは発明考案の企業化に尽力し
科学技術の向上と本府産業の振興に
貢献されその功績誠に顕著であり
ますので表彰します

(年号) 年 月 日

大阪府知事 ○○ ○○

表 彰 状

様

あなたは優秀な発明考案によって
科学技術の向上と本府産業の振興に
貢献されその功績誠に顕著であり
ますので表彰します

(年号) 年 月 日

大阪府知事 ○○ ○○

大阪府新技術開発功労者表彰実施要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、大阪府表彰規則（昭和43年大阪府規則第12号）に基づき、大阪府内ものづくり中小企業及び中堅企業における新技術・新製品の研究開発意欲の増進を図るため、多年に亘り新技術・新製品の研究開発に努め、中小企業等の技術水準の向上に寄与し、もって大阪府内の経済発展に功績のあった者の表彰の実施について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1号に規定する会社及び個人をいう。
- (2) 中堅企業 資本の額又は出資の総額が10億円以下の会社及び個人をいう。
（ただし中小企業を除く。）

(選考基準)

第3条 表彰候補者は、表彰日現在満年齢50歳以上の者で、次の各号のいずれかに該当する者（ただし、すでに大阪府新技術開発功労者として知事表彰を受けた者を除く。）

- (1) 大阪府内の中小企業又は中堅企業において10年以上に亘り主として新技術・新製品の研究開発に従事し、顕著な成果を挙げた者
- (2) 大阪府内の中小企業及び中堅企業を主たる構成員とする団体において10年以上に亘り新技術等の研究開発、普及啓発に尽力し大阪府内の中小企業の技術水準の向上に顕著な成果をあげた者

(表彰の時期)

第4条 表彰は、知事が必要と認めたとときに行う。

(表彰の方法)

第5条 表彰は、表彰状を授与して行う。この場合において、特に必要があるときは副賞を添えることがある。

(表彰の推薦手続)

第6条 市町村長及び団体の代表者は、第3条の規定に該当すると認められる者がいるときは、次の書類を添えて知事あてに推薦するものとする。

- (1) 大阪府新技術開発功労者推薦書（様式第1号）
- (2) 新技術開発功労者調書（様式第2号）
- (3) その他参考となるべきもの

2 前項の推薦書等は、商工労働部中小企業支援室ものづくり支援課長あて提出するものとする。

(表彰状の様式)

第7条 表彰状の様式は、様式第3号によるものとする。

附 則

この要領は、昭和59年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、昭和60年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成6年6月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成9年7月8日から実施する。

附 則

この要領は、平成12年4月13日から実施する。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成20年10月17日から実施する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、令和元年8月23日から実施する。

附 則

この要領は、令和元年9月2日から実施する。

附 則

この要領は、令和3年9月15日から実施する。

様式第 1 号

大阪府新技術開発功労者推薦書

(年号) 年 月 日

大阪府知事 様

住 所
推薦者 名 称
代表者名

下記の者を表彰されるよう、関係書類を添えて、推薦します。

記

順位	(ふりがな) 候補者氏名	所属企業(団体)名

3 業績

(1) 技術内容

(従来のものとの比較説明等)

(2) 実施状況

ア 製品化年月

イ 生産数量及び金額 (当初からの会計年度毎に作表)

ウ 関連して受けた補助金等

エ 地域、業種、団体等の技術の向上に及ぼした影響

オ その他文化の向上、国民の福祉の増進等に及ぼした影響等

上記のとおり大阪府新技術開発功労者調書を提出します。

(年号) 年 月 日

所 在 地

会社 (団体) 名

代 表 者 名

< 調書作成の注意 >

- 1 用紙は所定様式（A4 判）により作成し、明瞭に記入の上、提出して下さい。（枚数に制限はありません。）
- 2 氏名、本籍は、戸籍に記載されている字画通りに楷書で正確に記入して下さい。また、本籍は変更されていないか確認して下さい。
例： 「渡[・]辺」 「渡[・]邊」 「浜[・]田」 「濱[・]田」 等
- 3 現住所は略さず、棟・室号まである場合は棟・室号まで記入して下さい。
例： 大阪市〇〇区〇〇町〇〇番〇〇号××荘△△号
- 4 人格、信用状況は、現場における勤務状態、素行について記入して下さい。
- 5 業績については、候補者自らが、発明・考案者となった新技術・新製品について、その技術内容（従来技術等との比較等により具体的に記入する）及び製品化実績について記入して下さい。
なお、実績については、多年に亘る研究開発実績を必要としますので、1 件のみではなく、年次経過がわかるように、代表的なもの数件について記入して下さい。
また、発明考案に関して、国等から補助金を受けた場合は、その名称、年度及び補助金の額を記入して下さい。

表 彰 状

様

あなたは多年新技術・新製品の研究
開発に尽力し本府産業の振興に貢献
されその功績誠に顕著であります
ので表彰します

(年号) 年 月 日

大阪府知事 ○○ ○○

大阪府技術改善功労者表彰実施要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、大阪府表彰規則（昭和43年大阪府規則第12号）に基づき、大阪産業の発展と生産技術者の創造能力の高揚を図るため、府内の事業所において優秀な考案工夫を行い、生産性の向上に功績のあった者及び生産技術の高度化に顕著な功績のあった者の表彰の実施について必要な事項を定めるものとする。

(選考基準)

第2条 表彰候補者は、表彰日現在府内の工場に勤務し、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 同一工場で5年以上勤務し、次のいずれかに該当する者（すでに技術改善功労者として知事表彰を受けた者を除く。）

ア 製品の考案又は品質の改善に寄与した者

イ 生産設備（機械、装置類）又は治工具の改良考案を行い、生産技術の向上に寄与した者

ウ 生産管理の改良について立案・実施し、効果をあげた者

(2) 豊富な経験（25年以上の実務経験）を生かし、常に技術革新に積極的に取り組んでいる者で、次のいずれかに該当する者（当該選考基準によりすでに技術改善功労者として知事表彰を受けた者を除く。）

ア 高度な生産技術を有し、高品質・高精度の製品の製作に寄与した者

イ 生産工程を熟知し、創造性を発揮して生産性の向上に寄与した者

ウ 高度な生産技術の習熟に努め、後進技術者の指導、育成に寄与した者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、表彰候補者となることができない。ただし、過去1年以内において生産技術者であり、前項に該当する者、及び経営者であっても、小規模企業（20人以下）又は家族労働者を含む程度の個人企業で自ら生産に従事し、前項に該当する者は、この限りでない。

(1) 経営者

(2) 事務職

(3) 管理職（従業員300人以上の企業の者）

(4) 研究職（従業員300人以上の企業にあつて研究が任務とみなされる者）

(表彰の時期)

第3条 表彰は、知事が必要と認めたときに行う。

(表彰の方法)

第4条 表彰は、表彰状を授与して行う。この場合において、特に必要があるときは副賞を添えることがある。

(表彰の推薦手続)

第5条 市町村長及び団体の代表者は、第2条の規定に該当すると認められる者があるときは、次の書類を添えて知事あてに推薦するものとする。

- (1) 大阪府技術改善功労者推薦書(様式第1号)
- (2) 技術改善功労者調書(様式第2号)
- (3) 前2号に掲げるもののほか、参考となるべきもの

2 前項の推薦書等は、商工労働部中小企業支援室ものづくり支援課長あて提出するものとする。

(表彰状の様式)

第6条 表彰状の様式は、次のとおりとする。

- (1) 第2条第1項第1号に該当する者は、様式第3号によるものとする。
- (2) 第2条第1項第2号に該当する者は、様式第4号によるものとする。

附 則

この要領は、昭和56年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、昭和60年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、昭和61年9月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成4年6月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成6年6月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成9年7月8日から実施する。

附 則

この要領は、平成12年4月13日から実施する。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成20年10月17日から実施する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、令和元年8月23日から実施する。

附 則

この要領は、令和元年9月2日から実施する。

附 則

この要領は、令和3年9月15日から実施する。

様式第 1 号

大阪府技術改善功勞者推薦書

(年号) 年 月 日

大阪府知事 様

住 所
推薦者 名 称
代表者名

下記の者を表彰されるよう、関係書類を添えて、推薦します。

記

順位	(ふりがな) 候補者氏名	所属企業名	備考

技術改善功勞者調書

被 推 薦 者 に つ い て	ふりがな			年 齢				
	氏 名							
	生 年 月 日	大 昭 平	年	月	日	勤 続 年 数		
	本 籍							
	現 住 所	〒 -						
	最 終 学 歴	(学校名)		明治	大正	昭和	平成	年 月 日卒業
	勤務する事 務所の名称							
		所 在 地	〒 -					
		職 名			職務の 内 容			
	主 な 職 歴	年 月		項 目				
賞 罰 の 有 無								
所 属 会 社 に つ い て	会社の名称及び 代表者氏名	(Tel - -)						
	所 在 地							
	資 本 金			事 業 所 に おける主な 生 産 品 名				
	従 業 員 数							
	候補者の勤務する事業 所における従業員数							
	本件に関する連絡先・ 所在地・担当者	(Tel - -)						
* 推 薦 団 体 の 名 称								

*の欄は推薦団体で記入して下さい。

[推薦すべき事項]

考 案 工 夫 の 内 容		(考案工夫が数多くある場合は、最も優れた功績について記入してください。)
考 案 工 夫 の 実 績 (効 果)	品 質 ・ 性 能 の 向 上	
	生 産 性 増 大	
	コ ス ト 低 減	
	そ の 他	
人 格		

上記のとおり技術改善功労者調書を提出します。

(年号) 年 月 日

所 在 地

会 社 名

代 表 者 氏 名

< 調書作成の注意 >

1 用紙は所定様式（A4判）により作成し、明瞭に記入の上、提出して下さい。（枚数に制限はありません。）

2 氏名、本籍は、戸籍に記載されている字画通りに楷書で正確に記入して下さい。また、本籍は変更されていないか確認して下さい。

例： 「渡邊」 「渡邊」 「浜田」 「濱田」 等

4 現住所は略さず、棟・室号までである場合は棟・室号まで記入して下さい。

例： 大阪市〇〇区〇〇町〇〇番〇〇号××荘△△号

（推薦すべき事項）欄

4 考案工夫の内容

考案工夫したものの名称とその内容（考案点か改良点 若しくは、改善点）を従来のものと比較して具体的にわかりやすく、かつ枠内に納まるように記入して下さい。

図面等が必要な場合は別紙として添付して下さい。

特許、実用新案等がある場合は、その権利番号または出願番号を記入し、その内容を簡明に解説し、出願明細書又は公報の写しを添付して下さい。

考案工夫が多数ある場合は、効果の著しいものについて記入して下さい。

5 考案工夫の実績

当該考案工夫によって、その職場の作業能率の向上、製品の品質向上、生産性の増大、コストの引き下げ、未利用資源の活用等に役立った実績について数値をあげて記入して下さい。

6 人格

勤務状態と素行を記入して下さい。

7 最終学歴

文部科学大臣表彰 創意工夫功労者賞の表彰対象は、原則として高等学校卒業以下となっています。（短大、高等専門学校及び文科系大学卒業者並びに就業中における理工系夜間大学卒業者も対象となっています。）

表 彰 状

様

あなたは生産技術の向上と品質の
改善をはかり本府産業の振興に貢献
されその功績誠に顕著であります
ので表彰します

(年号) 年 月 日

大阪府知事 ○○ ○○

(日本工業規格 A 列 3 号)

表 彰 状

様

あなたは多年にわたり高度な生産
技術をもって常に技術革新に積極的
に取り組まれ本府産業の発展に貢献
されその功績誠に顕著であります
ので表彰します

(年号) 年 月 日

大阪府知事 ○○ ○○

(日本工業規格 A 列 3 号)